

にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市の住宅事情及び住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、にいがた住まい環境基本計画及び空家等対策を的確に推進するにあたり、有識者等からの意見聴取を図るため、にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所管事項)

第2条 会議は、次のことについて意見を述べる。

- (1) にいがた住まい環境基本計画の推進に関すること
- (2) にいがた住まい環境基本計画の改定に関すること
- (3) 空家等対策の推進に関すること**
- (4) 事務局が提示する資料に関すること**
- (5) その他、会議が必要と認めること**

(委員構成)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が召集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、建築部住環境政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月2日から施行する。